

省令

○農林水産省令第六十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣 林 芳正

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であつて2-ヒドロリドンを含むもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む）の項の次に次のように加える。

塩酸オキシテトラサイクリンを含むものとする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	搾乳後に1分房1回当たり450mg（力価）以下の量を1日2回以下注入すること。	食用に供するために殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前14日間
クエン酸セフェゾチンを含むものとする強制経口投与剤	馬	1日量として体重1kg当たり2.0mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するために殺する前2日間

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第三十九号

ジェネラル リンシユアランス エイジイより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があつたので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年六月十六日
金融庁長官 細溝 清史

日本における代表者の氏名及び住所
今井 大三
神奈川県横浜市南区蒔田町字伊勢山八五〇番地十三蒔田ダイヤモンドマンション四〇一

○金融庁告示第四十二号

フィニックス・アッシュュアランス・パブリック・リミテッド・カンパニーが平成十年六月三十日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十三号

ユニオン・デ・ザシユランス・ド・バリ・イ・ア・エール・デが平成十年十月十九日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十四号

ジェネラル・アクシデント・インシユアランス・エイシア・リミテッドが平成十一年三月三十一日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十五号

アシユアランス・ジェネラル・ド・フラン・ス・イ・ア・エール・デが平成十一年二月十七日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十六号

アンズワール・エムセシデグ・サーク・ファルセクリング・フェル・ヘルネクトラが平成十一年十月一日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律

第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十七号

シージーユー インターナショナル インシユアランス ピーエルシーが平成十二年九月一日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十八号

オールステート損害保険株式会社が平成十二年三月三十一日時点の保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

○金融庁告示第四十九号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失つたので、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十六日

金融庁長官 細溝 清史

許可番号 北海道財務局長（信金代）第九号
信用金庫代理業者名 北海信用金庫手稲あけぼの
代理店 村川 義明
主たる営業所又は事務所の所在地 北海道札幌市手稲区曙五条二丁目二番八号
許可年月日 平成二十年四月二十四日
所属信用金庫の名称 北海信用金庫
失効年月日 平成二十四年六月三十日